

戦前回帰の監視体制

土地規制法をただす

仲松正人

土地規制法はもとより、自衛隊基地周辺の土地を外国資本が購入しておりそれは安全保障上不安なところがある。基地周辺の土地を外資が取得するのを規制する必要がある。そして法制化が始まった。そして、それに併せて国境離島や国民生活を守っている。

防衛省は保護外

政府は、防衛施設の周辺におむね1キロの範囲の注視区域

しかし、この法律の真の目的はそこではない。内閣総理大臣が国民を監視し、規制し、「安全確保」という名の国防政策に反対する国民をあぶり出して阻害し、それによって「戦争をきる国づくり」をするための法律である。さらに、沖縄の各種の反基地運動を弾圧し、反戦地主を一掃するということまでめくろんでい

それは国会審議で明らかとなった。政府は、北海道旭川の航空自衛隊基地周辺や長崎県対馬の海上自衛隊基地周辺土地を外資が購入していることで安全確保上の懸念があると説明しようとした。しかし国会審議では、それぞれの地元にはそのような懸念や不安はなかったことが明らかとなった。そうすると政府は、この法律は外資だけを規制するものではないと説明した。つまり、



なかつ・まさと 1956年那覇市生まれ。89年弁護士登録、2014年岐阜県弁護士会会長・日本弁護士連合会理事、16年かみ中継弁護

士会に登録、労働事件・労働者側を多く手掛ける。辺野古・ローン規制法対策弁護団長。

国境離島住民 調査対象に

基地反対運動の排除狙う

でもある。妨害電波は1キロ以上離れていても照射できるし、1キロ内の土地建物に照射装置を設置せずに移動可能な車両から照射することもできる。さらにはサイバー攻撃には距離は関係ない。つまり周辺1キロの範囲の規制では防衛施設機能は守れない。政府はこれを認めた。

また、土地や建物を取得しようとする者に事前報告を義務づける特別注視区域は、それによって守ろうとする施設が特に重要な施設であって他では代えることができないからである。それならば、防衛省本省の周辺は特別注視区域に指定されるのが当然であるが、その近くにある創価学会本部周辺に悪影響が出ることを公明党が法案に反対したため、政府は「防衛省本省周辺は特別注視区域に指定しない」と約束した。しかも国会

安保施設の保護

この法律は、領海や経済水域の基準となる海岸線（低潮線）がある国境離島機能を守るといふ。しかしこの法律がなくても、既に低潮線保全法が罰則付きでそれを保護している。重ねてこの法律を作る必要はない。また、領土問題で話題となる北方四島や竹島

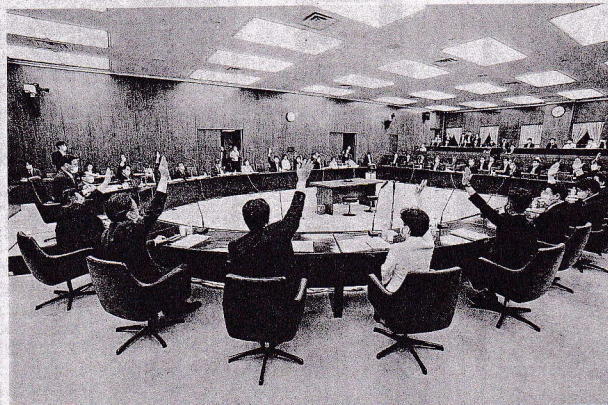
諸島、そして尖閣諸島には、機能阻害に利用できる民有地はないからこの法律は適用されない。政府はこれを認めた。

現在重要な国境離島は、奄美・沖縄・宮古・八重山・与那国という、対中国との「防衛」拠点になっている島々である。これらの島々は、中国と軍事衝突が発生すれば最初の標的となるし第一の攻撃目標となる。政府は、宮古島と与那国島は特別注視区域に指定すると明言した。ミサイル基地が完成すれば石垣島も、既に重要軍事施設が数限りなくある上に自衛隊が新たなミサイル基地のさらなる整備を進める沖縄県も、特別注視区域に指定される。

だからこの法律は、そのような対中国との関係で重要性を増しているこの琉球弧の軍事施設が邪魔されないように、これからの国境離島に住む住民全部を調査し、監視し、規制しようということである。

区域指定の対象施設として「生活関連施設」がある。政府は現時点で原発と自衛隊が共用する民間空港を想定しているとした。しかし、原発は「発電」をするのではなく「核廃棄物」を守るとした。国民生活に関連するのは「発電」であり「核廃棄物」ではない。また、「自衛隊が共用する民間空港」は防衛施設である。政府は生活に関連するはずの「民間空港」を対象にすることは言わない。

つまりこの法律は、国民生活を守るのではなく「安全確保施設」を守っていくのであり、その周辺に住む住民を調査し、監視し、規制するの



土地利用規制法案を可決した参院内閣委＝6月15日夜

文化

内の住民を監視し、防衛施設の機能阻害行為を未然に防止することで、防衛施設を守るという。

この1キロというのはビートルの射程を参考にしたらいい。しかし、それ以上の射程の銃器やロケット砲はいくら

反戦地主に照準

「この法律は、戦争施設などの周辺や国境離島から基地監視活動や基地反対運動をする住民を排除して基地の中を国民の目から覆い隠し、これらの活動をする者を「安全確保に反する者」として規制することで、戦争する国づくりを進める。

政府は国会答弁で、辺野古新基地建設反対運動や基地監視活動などが平穏でないとか恒常的ならば、この法律の規制対象に当てはまる。平穏とか恒常的といふことを判断するのはもっぱら内閣総理大臣であり、今後これが規制される、弾圧されることになる。

また、衆参両院はこの法律成立にあたって付帯決議を採択したが、付帯決議は、基地内の土地所有者も監視の対象にするとか、阻害行為に利用される土地建物を収用できるようにすることを求めている。これで沖縄の反戦地主は一掃されることになる。この法律はそこまでめくろんでいる。